



平成 30 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ッ プ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 航 陽
(コード番号：6172 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 山 崎 祐 一 郎
(TEL. 03-6459-4670)

自社発行仮想通貨の会計処理に関するお知らせ

当社の連結子会社である Metaps Plus Inc. (本社：韓国ソウル 以下、「Metaps Plus」) の Initial Coin Offering (ICO) に伴う会計処理について、追加決定事項がございますので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 内容

2017 年 11 月 13 日公表の「当社海外子会社による ICO 及び仮想通貨取引所の設立に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社連結子会社である Metaps Plus は 2017 年 11 月に ICO を実施し、仮想通貨「Pluscoin (PLC)」を発行いたしました。

PLC の会計処理については、監査法人と協議の上で会計方針を決定し、PLC についても他の仮想通貨と区別せず、自社の仮想通貨交換所である「CoinRoom」で保有するものはトレーディング目的の棚卸資産として、それ以外のものを無形資産として計上してまいりました。トレーディング目的の棚卸資産については、四半期末時点で公正価値評価を行い、その差額は損益として計上することとし、PLC についても同様の会計処理を行ってまいりました。

しかしながら、自社及び自社の関係会社が発行した仮想通貨について、ASBJ の実務対応報告第 38 号においても他の仮想通貨とは異なる取り扱いとなったこと等の外部環境の変化を受けて、監査法人から PLC の会計処理について再度検討が必要ではないかとの提案を、2018 年 7 月 2 日に受けました。2018 年 8 月期第 3 四半期決算短信及び四半期報告書の公表に向けて協議を行った結果、自社及び自社の関係会社が発行した仮想通貨については、その他の仮想通貨とは異なり、交換所での売買だけでなく、外部交換所へ上場させる際の手数料として支払い手段のように使用することもあり、交換所で保有しているのでトレーディング目的、と単純に結びつけることもできないことから、PLC の保有目的はトレーディング目的ではないと判断し、会計方針に従って無形資産として認識することとなりました。

2. 今後の見通し

本会計処理については、同日に開示する 2018 年 8 月期第 3 四半期決算に反映しております。従来であれば第 3 四半期末において棚卸資産として計上されていた CoinRoom で保有する PLC 348 百万円を、無形資産ゼロ円として計上するとともに、PLC から発生していた評価益を取り崩し、売却益は繰延収益に振り替えております。

なお今後も、IFRS において仮想通貨取引に関する会計処理に関する新たな公式見解や規定・基準が示された場合、現状で当社が仮想通貨取引に関する取引について検討対象としている既存の IFRS の基準に変更が生じた場合、又は監査法人と再度協議があった場合等に、当社の会計処理が変更となる可能性がございます。

当社といたしましては、引き続き今後の会計基準の動向を注視しながら、最善な経営判断が出来るよう努めてまいります。

以上